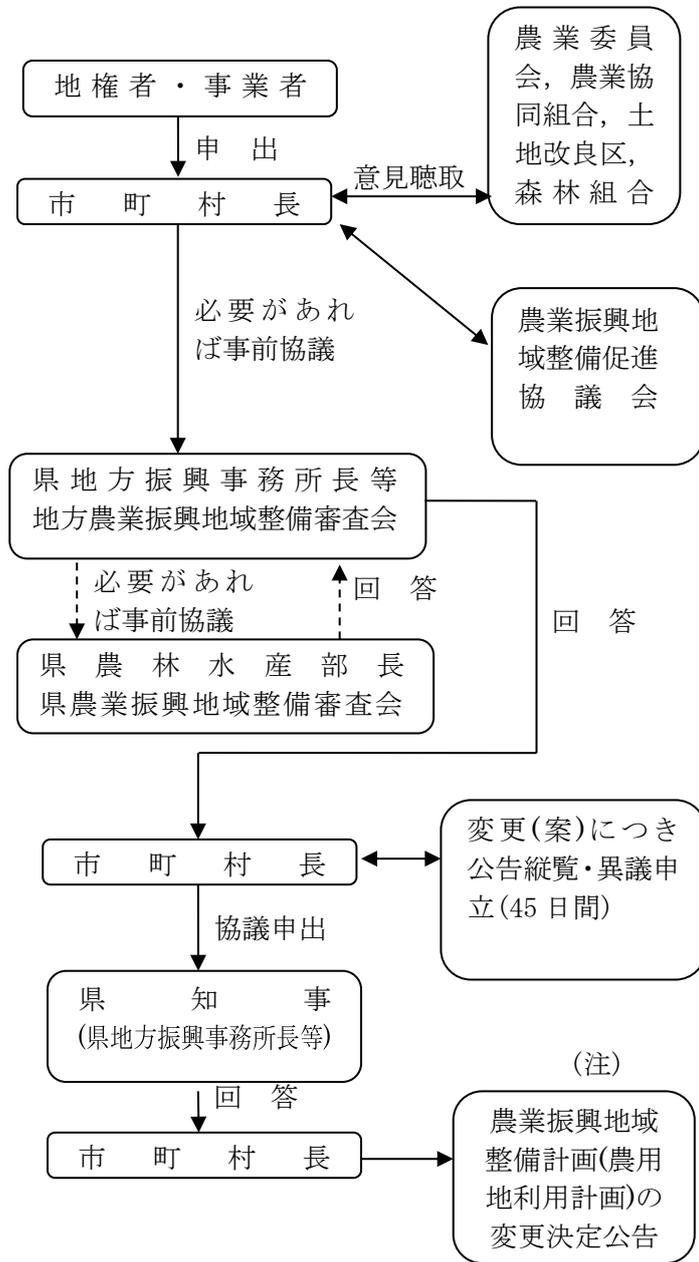


許認可等項目	2 1. 農業振興地域農用地区域からの除外（農用地利用計画の変更申出）
根拠法令等	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号） 《第13条》農業振興地域整備計画の変更
目的	農業振興地域において、その土地の農業上の利用を確保することが必要であるものにつき農業上の用途を指定し、農業の振興を図るための措置を、総合的かつ計画的に実施する。
区域	市町村が定めている農業振興地域整備計画において農用地区域として設定している区域。
対象となる行為	農用地区域内にある土地を農用地利用計画において指定された用途〔農地（田、畑、樹園地）、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地〕以外に利用する場合。
適用除外（主なもの）	農用地区域内における開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。）で知事の許可を受けた場合又は許可不要の場合（ただし、一時的な利用等に限る。）。
許認可等の基準（主なもの）	次の5つの要件を全て満たす必要があります。 (1) 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。 (2) 農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 (3) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 (4) 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 (5) 土地改良事業等の施行に係る区域内の土地に該当する場合にあつては、事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること。
許認可権者	市町村長（※ 知事の同意を要する）
申出書提出先（相談窓口）	市町村農政担当課 → P136（各市町村の代表電話番号一覧） 〔仙台市内〕仙台市 経済局 農政企画課 企画調整係 TEL:022-214-8265
申出書様式の入手方法	市町村農政担当課で配布しています。 〔備考〕仙台市については、「事前申出書」の様式を下記ホームページからダウンロードできます。 申請書・届出書様式ダウンロード（経済局 農政企画課） http://www.city.sendai.jp/nosekikaku-chose/download/bunyabetsu/shigoto/nogyo/jizen.html
手続案内ホームページ	〔仙台市〕「申請書様式の入手方法」欄に記載のホームページに同じ

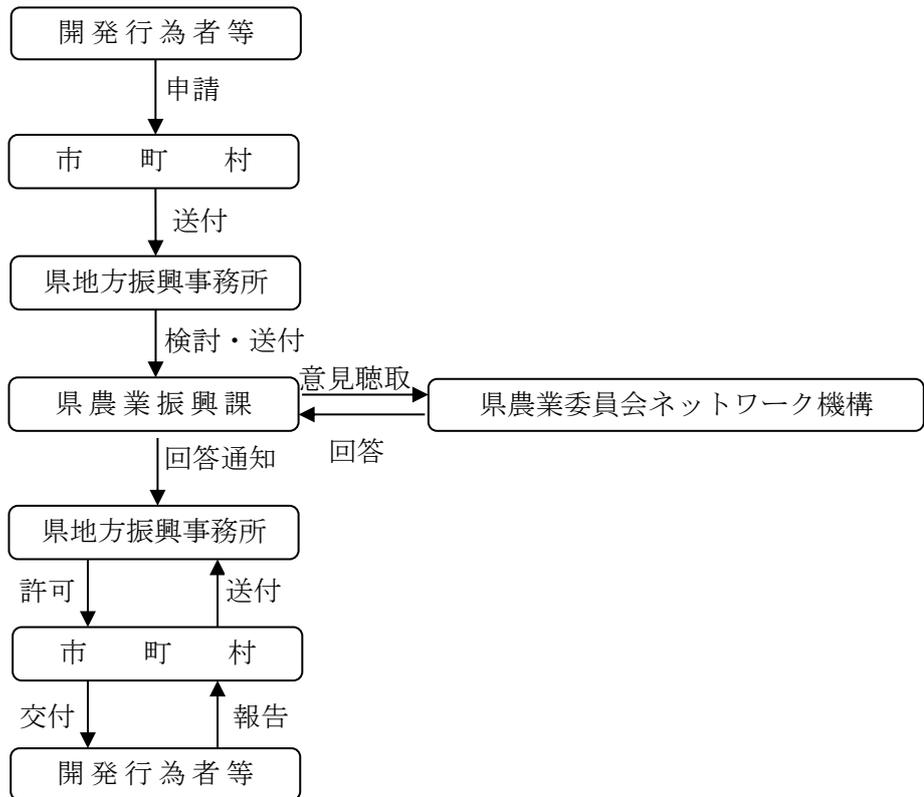
市町村の定める農業振興地域整備計画の変更



(注) 決定公告後に開発行為者からの農地転用許可申請の手続が行われる。

許認可等項目	22. 農用地区域内における開発行為の制限（許可）
根拠法令等	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号） 《第15条の2》農用地区域内における開発行為の制限
目的	農用地区域内において、農用地利用計画で指定した用途以外への利用転換を防止し、法律達成のための規制を行う。
区域	市町村が定めている農業振興地域整備計画において農用地区域として指定している地域
対象となる行為	土地の形質の変更（土盛り、砂利採取等）並びに工作物（農機具倉庫等）の新築、改築及び増築を行う場合。 ※ 農業以外の利用目的（住宅地等）については原則不許可であり、農業振興地域農用地区域から除外する必要がある。 ※ 対象地が農地である場合は、農業振興地域農用地区域からの除外又は用途変更を行い、農地の転用許可を受ける必要がある。
適用除外（主なもの）	1 国又は地方公共団体が地域振興上又は農業振興上の必要性が高い施設の用に供するために行う行為。 2 土地改良法に規定する土地改良事業の施行として行う行為。 3 農地法の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為。 4 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画に定める利用目的に供するために行う行為。 5 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為。 6 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で農業振興地域の整備に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるもの。 7 非常災害のために必要な応急措置として行う行為。 8 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものとして施行規則で定めるもの。 9 農用地区域が定められ、又は拡張された際既に着手していた行為。
許認可等の基準（主なもの）	次のいずれにも該当しないと認められるとき。 (1) 開発行為により、当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。 (2) 開発行為により、開発行為に係る土地の周辺の農用地等に土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。 (3) 開発行為により、開発行為に係る土地の周辺農用地等のための農業用排水施設の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
許認可権者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事 ・ 仙台市長 ・ 登米市長
申請書提出先（相談窓口）	市町村農政担当課 → P136（各市町村の代表電話番号一覧） 〔仙台市内〕 仙台市 経済局 農政企画課 企画調整係 TEL:022-214-8265 〔登米市内〕 登米市 産業経済部 農林政策課 農政企画係 TEL:0220-34-2716
申請書様式の入手方法	市町村農政担当課で配布しています。

※ 仙台市及び登米市を除く。



許認可等項目	23. 農地の転用許可
根拠法令等	農地法（昭和27年法律第229号） 《第4条》農地の転用の制限 《第5条》農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限
目的	優良農地を確保して農業生産力を維持し、農業経営の安定を図るとともに、農業と農業以外との土地利用関係を調整する。
区域	県内全域の農地等
対象となる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地を農地以外に転用する場合。 ・ 採草放牧地を採草放牧地以外に転用するため、権利を設定し又は移転する場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">農地とは？</div> <p>農地法上の「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のため採草又は家畜の放牧にの目的に供されるものをいう。</p> <p>休耕地、耕作放棄地等、現に耕作されていない農地でも耕作しようと思えばいつでも耕作できるような土地、土地登記簿上地目が農地以外のものになっていても現況が農地又は採草放牧地として利用されている土地は全て農地法の諸規制が適用される。</p>
適用除外（主なもの）	農地法第4条又は第5条の規定による許可を必要としない場合 〔例〕・ 市街化区域内の農地を農業委員会に届出をして転用する場合 ・ 土地収用法等によって収用される場合 等
許認可等の基準（主なもの）	<p>農地の転用が次のいずれかに該当する場合は許可することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 立地基準（農地を営農条件及び周辺の市街地化の状況からみて区分し、その区分に応じて許可の可否を判断する基準） <ol style="list-style-type: none"> (1) 農用地区域内にある農地。 (2) 集団的に存在している農地その他良好な営農条件を備えている農地。 (3) 市街化調整区域内において特に良好な営農条件を備えている農地。 2 一般基準（農地転用の確実性や周辺農地等への被害の防除措置の妥当性などを審査する基準） <ol style="list-style-type: none"> (1) 農地を転用して申請に係る用途に供することが、確実と認められない場合。 (2) 農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合。 (3) 一時転用の場合には、利用に供された後、速やかに農地として利用できる状態に回復されることが確実と認められない場合。
許認可権者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事 ・ 権限移譲先市町村長（2ha以下。仙台市、塩竈市、蔵王町、加美町）
申請書提出先（相談窓口）	各市町村の農業委員会 → P136（各市町村の代表電話番号一覧）
申請書様式の入手方法	<p>各市町村の農業委員会で配布しているほか、下記ホームページからダウンロードできます。</p> <p>〔県HP〕 農林水産部 農業振興課（申請書ダウンロード） https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosin/sinseid12.html</p>

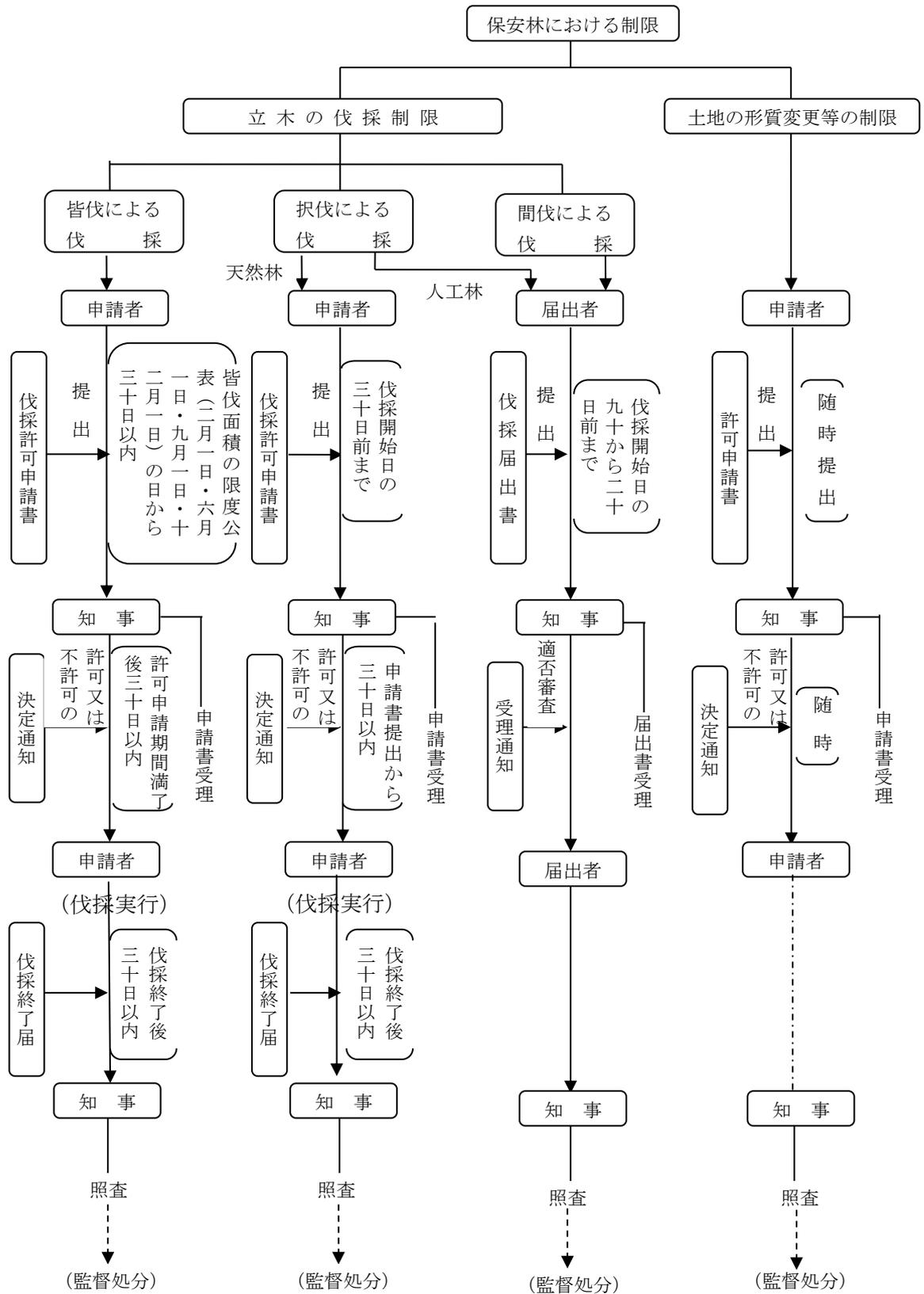
<p>手続案内 ホームページ</p>	<p>[県] 「申請書様式の入手方法」欄に記載のホームページに同じ</p>
<p>特記事項</p>	<p>【標準処理期間】</p> <p>30 a 以下の場合 (許可申請) 農業委員会が申請書を受理してから 5 週間</p> <p>30 a 超の場合 (許可申請) 農業委員会が申請書を受理してから 6 週間</p> <p>農林水産大臣への協議を要する場合 (許可申請) 農業委員会が申請書を受理してから 8 週間</p>
<p>フ ロ ー チ ャ ー ト</p>	<pre> graph TD A[事業者] -- 申請 --> B[農業委員会] B -- 意見書 --> C[県地方振興事務所等] C -- 許可・不許可 --> D[農業委員会] D -- 交付 --> E[事業者] B -- 諮問 --> F[県農業委員会ネットワーク機構] F -- 答申 --> B C -- 進達 --> G[県農業振興課] G -- 協議回答 --> C G -- 協議 --> H[東北農政局] H -- 回答 --> G I[大臣協議案件進達 (4ha 超え)] --> G </pre> <p>The flowchart illustrates the process of agricultural application. It starts with the applicant (事業者) submitting an application (申請) to the agricultural committee (農業委員会). The committee then issues an opinion letter (意見書) to the local revitalization office (県地方振興事務所等). The office then issues a permit or non-permit (許可・不許可) to the agricultural committee, which finally delivers (交付) the permit to the applicant. The process also involves consultations (諮問) with the prefectural agricultural committee network (県農業委員会ネットワーク機構) and the prefectural agriculture promotion department (県農業振興課). The prefectural agriculture promotion department is responsible for ministerial agreement cases (大臣協議案件進達) exceeding 4ha, and it coordinates with the Tohoku Agriculture Agency (東北農政局) for agreements (協議) and responses (回答).</p>

許認可等項目	24. 漁港区域内の占用・行為の許可
根拠法令等	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号） 《第39条》漁港の保全
目的	漁港の円滑な利用の確保その他漁港の保全を図る。
区域	漁港管理者（宮城県）が管理する漁港区域内の水域又は公共空地
対象となる行為	1 工作物の建設又は改良。（水面又は土地の占用を伴うものを除く。） 2 土砂の採取。 3 土砂の掘削又は盛土。 4 汚水の放流又は汚物の放棄。 5 水面又は土地の一部の占用。（公有水面の埋立てによる場合を除く。）
適用除外（主なもの）	1 特定漁港漁場整備事業計画又は漁港管理規程によってする行為。 2 通常の管理行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為。
許認可等の基準（主なもの）	1 特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでないこと。 2 生活環境及び自然環境に悪影響を及ぼさないこと。
許認可権者	漁港管理者（宮城県）
申請書提出先（相談窓口）	[仙台市，塩竈市，名取市，東松島市，亶理郡，宮城郡] 県仙台地方振興事務所 水産漁港部 漁港管理班 TEL:022-365-0191 [石巻市，牡鹿郡] 県東部地方振興事務所 水産漁港部 漁港管理班 TEL:0225-95-7318 [気仙沼市，本吉郡] 県気仙沼地方振興事務所 水産漁港部 漁港管理班TEL:0226-22-6825
申請書様式の入手方法	上欄に記載の窓口で配布しているほか、県水産林政部 水産業基盤整備課ホームページ（申請書ダウンロードサービス）からダウンロードできます。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suikisei/shinsei.html
フローチャート	<pre> graph TD A[申請者] --> B[申請] B --> C[県地方振興事務所] C -- "※「対象となる行為」欄の4の行為" --> D[県水産業基盤整備課] C -- "※「対象となる行為」欄の4以外の行為" --> E[審査] D --> E E --> F[許可・条件付許可・不許可] F --> G[申請者] </pre>

許認可等項目	25. 伐採及び伐採後の造林の届出
根拠法令等	森林法（昭和26年法律第249号） 《第10条の8》伐採及び伐採後の造林の届出
目的	立木の伐採及び伐採後の造林等の施業が、市町村森林整備計画を遵守して適正に行われること。
区域	県内全域の地域森林計画対象民有林。 なお、保安林及び保安施設地区内の森林については、「25. 保安林指定地の立木の伐採・土地の形質の変更等」に記載の許可手続が必要となる。 地域森林計画対象民有林とは？ 都道府県が定める「地域森林計画」において、森林として使用することが適当とされている民有林。
対象となる行為	保安林区域外における、立木の伐採行為。1ha以下の開発を目的とした伐採行為を含む。
適用除外（主なもの）	1 法令又はこれに基づく処分によりその履行として伐採する場合。 2 林地開発許可を受けた区域の伐採。 3 森林経営計画に基づく伐採。 4 除伐。 5 その他森林法施行規則で定める場合。
許認可等の基準（主なもの）	伐採計画等が市町村森林整備計画に定められた計画事項に適合すること。
許認可権者	市町村長
届出書提出先（相談窓口）	各市町村の林業担当課 → P136（各市町村の代表電話番号一覧） 〔仙台市内〕仙台市 経済局 農林土木課 林務係 TEL:022-214-8264
届出書様式の入手方法	各市町村の林業担当課で配布しています。 〔備考〕仙台市については、下記ホームページからダウンロードできます。 伐採及び伐採後の造林の届出等と林地開発許可 http://www.city.sendai.jp/rinmu/kurashi/shizen/norinsuisan/ringyo/tachikibassai.html
手続案内ホームページ	〔県〕水産林政部 林業振興課（立木伐採届出） https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/bassai.html 〔仙台市〕「届出書様式の入手方法」欄に記載のホームページに同じ
フローチャート	<pre> graph TD A[森林所有者等] --> B[届出] B --> C[市町村] C --> D[審査] D --> E[不適合] D --> F[適合通知又は確認通知] E --> G[指導・勧告・命令] G --> H[森林所有者等] F --> H </pre> <p>（注）森林所有者等 … 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者 ※ 詳しいフローチャートは、「手続案内ホームページ」欄に記載の県林業振興課ホームページからも確認できます。</p>

許認可等項目	26. 林地開発許可等
根拠法令等	森林法（昭和26年法律第249号） 《第10条の2》開発行為の許可
目的	森林の有している国土保全や水資源のかん養等の公益的機能を維持し、森林の乱開発の防止と林地の適正な利用を図る。
区 域	県内全域の地域森林計画対象民有林
対象となる行為	<p>地域森林計画の対象となっている民有林において、1haを超えて開発行為をしようとする場合。（1ha以下については、各市町村に対し伐採の届出が必要。）</p> <p>なお、国又は地方公共団体が行う場合及び省令で定める事業（例えば土地区画整理法に基づく土地区画整理事業）を実施する場合は、その事業者は知事と連絡調整（協議）を行い、林地開発許可制度の趣旨を十分に生かすこととなっている。</p> <p>開発行為とは？</p> <p>「土地の形質を変更する行為」で森林を、土や石を掘り出したり、農地や事業用地等、森林以外の土地とすること。</p>
適用除外（主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> 保安林の指定区域（森林法） 海岸保全区域の森林（海岸法） など
許認可等の基準（主なもの）	<p>開発が次の4つの基準にあてはまると認めるときに限り許可される。</p> <p>(1) 森林のもつ災害防止のはたらきが、開発することによって失われ、土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。</p> <p>(2) 森林のもつ水害防止のはたらきが、開発することによって失われ、水害を発生させるおそれがないこと。</p> <p>(3) 森林のもつ水源かん養のはたらきが、開発することによって失われ、水の確保に著しい支障をきたすおそれがないこと。</p> <p>(4) 森林のもつ環境保全のはたらきが、開発することによって失われ、環境を著しく悪化させるおそれがないこと。</p>
許認可権者	知事
申請書提出先（相談窓口）	管轄の県地方振興事務所（森林管理担当班）→ P134（地方振興事務所一覧）
申請書様式の入手方法	<p>県環境生活部 自然保護課ホームページ（林地開発の許可申請）からダウンロードできます。</p> <p>https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/rintikaihatunokyokasinsei.html</p>
手続案内ハ°ソフト等	<p>森林法に基づく 林地開発許可申請の手引き（平成26年2月版）</p> <p>〔販売場所〕 県政情報センター（※ 有料販売）</p>
フ ロ ー チ ャ ー ト	<pre> graph TD A[事業者] --> B[申請・協議] B --> C[県地方振興事務所] C <--> D[関係市町村] C --> E[県自然保護課] E <--> F[県森林審議会] E <--> G[県関係課] C <--> G E --> H[審査] G --> I[審査] H --> J[許可・条件付許可・不許可・協議通知] I --> J J --> K[事業者] </pre>

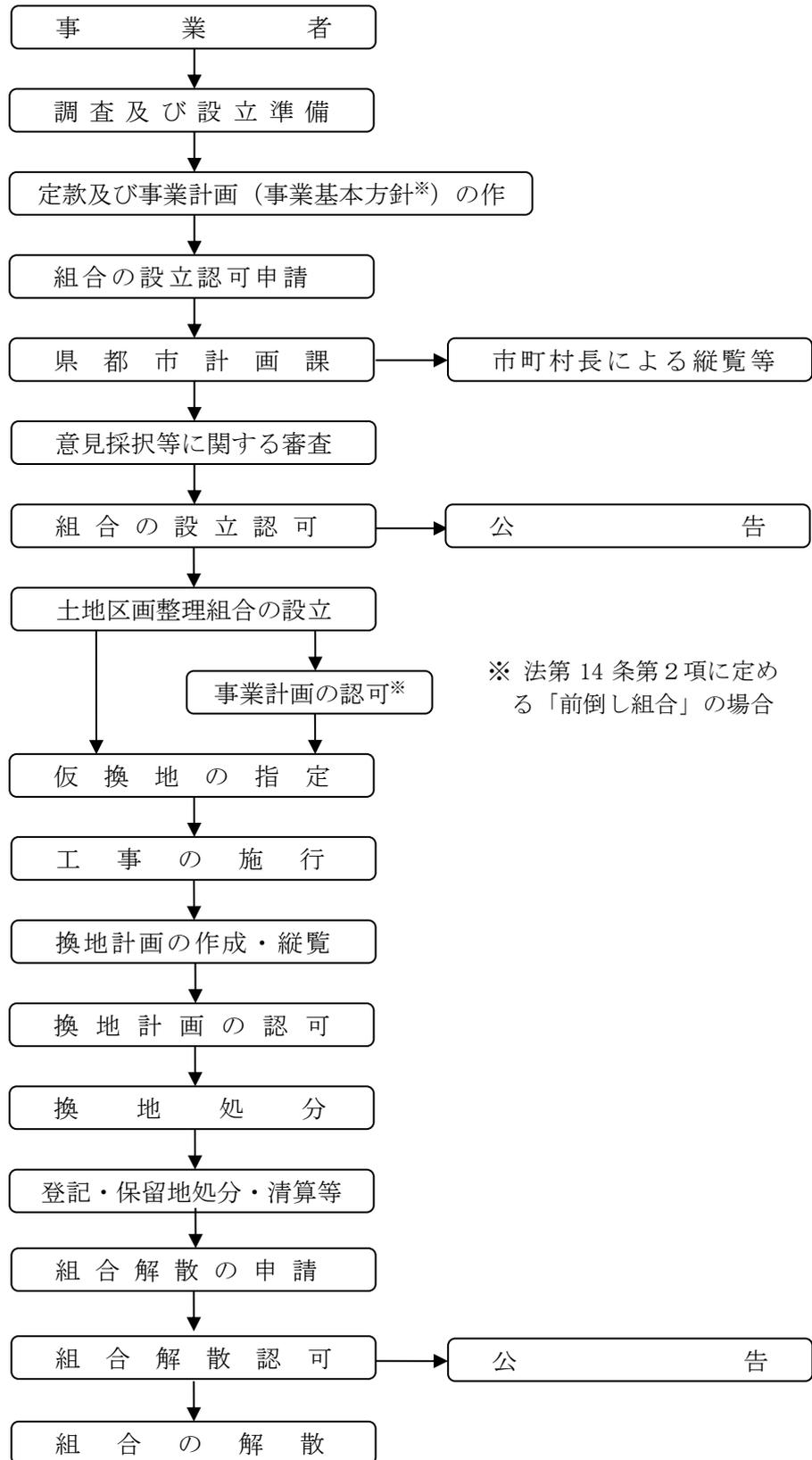
許認可等項目	27. 保安林指定地の立木の伐採・土地の形質の変更等
根拠法令等	森林法（昭和26年法律第249号） 《第34条》保安林における制限
目的	保安林の指定の目的（水源のかん養，災害の防備，生活環境の保全等）を達成するため，保安林の適切な管理と森林のもつ諸機能の維持，増進を図るため適正な施業を確保するもの。
区域	県内全域の保安林指定地
対象となる行為	1 立木の伐採。 2 立竹の伐採，立木の損傷，家畜の放牧，下草，落葉及び落枝の採取，土石・樹根の採掘，開墾，その他土地の形質の変更。
適用除外（主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合 火災，風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
許認可等の基準（主なもの）	<ol style="list-style-type: none"> 立木の伐採は，保安林の指定施業要件に定められた伐採方法に適合し，かつ，伐採の限度を超えないこと。 土地の形質の変更等は，保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすものでないこと。
許認可権者	知事
申請書提出先（相談窓口）	管轄の県地方振興事務所（森林管理担当班）→ P134（地方振興事務所一覧）
申請書様式の入手方法	<p>上欄に記載の窓口で配布しているほか，県水産林政部 森林整備課ホームページ（ダウンロードサービス）からダウンロードできます。</p> <p>https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sinrin/youshiki.html</p>
手続案内ハ°ソフレット等	<p>保安林のしおり</p> <p>〔配布場所〕 森林整備課及び各地方振興事務所</p>
手続案内ホームページ	<p>県水産林政部 森林整備課 保安林班（保安林制度について）</p> <p>https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sinrin/sinseih.html</p>



許認可等項目	28. 法定外公共物の使用許可等
根拠法令等	公共用財産管理条例（平成12年宮城県条例第76号） 《第3条》使用又は収益の許可等
目的	公共用財産の適正な管理を図るため。
区 域	県内の海の底地（海岸保全区域，漁港区域，港湾区域等，他の法律が適用される区域を除く。）
対象となる行為	公共用財産の使用又は収益 公共用財産とは？ 国有財産法第3条第2項第2号に規定する公共用財産（国において直接公共の用に供し，又は供するものと決定したもの）であって県が管理するもののうち，漁港漁場整備法，港湾法，海岸法その他の特別法の管理及び処分に関する規定の適用を受けない土地及びその定着物をいう。
適用除外（主なもの）	海の底地に固定しない，又は定着させないで一時的に使用する場合。
許認可等の基準（主なもの）	1 公共物の機能，管理及び公共用財産について予定される将来の具体的な公益的用途に支障がない場合。 2 収益にあつては，砂利採取計画の認可（砂利採取法第16条）を受けている場合又は受ける見込みがある場合。
許認可権者	知事
申請書提出先（相談窓口）	管轄の各土木事務所（行政班）→P135（土木事務所一覧）
申請書様式の入手方法	上欄に記載の窓口で配布しています。
フローチャート	<pre> graph TD A[事業者] --> B[申請] B --> C[県土木事務所] C --> D[審査] D --> E[許可・不許可] E --> F[事業者] </pre>

許認可等項目	29. 土地区画整理事業の実施
根拠法令等	土地区画整理法 （昭和29年法律第119号）
目的	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を行うことにより健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資する。
区域	都市計画区域内に限定される。また、市街化区域及び市街化調整区域が設定された所では、原則として市街化区域に限定される。
対象となる行為	土地区画整理法に基づき、個人、土地区画整理組合、区画整理会社、国土交通大臣、県、市町村、独立行政法人都市再生機構及び県住宅供給公社が行う土地区画整理事業。
適用除外（主なもの）	なし。
許認可等の基準（主なもの）	<p>1 個人施行の場合 一人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、土地区画整理法施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。このとき、施行者は関係権利者全員の同意を得なければならない。</p> <p>2 組合施行の場合 組合を設立しようとする者は、7人以上が共同して、定款及び事業計画を定め、施行規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。このとき施行者は、定款及び事業計画について施行地区となるべき区域内の宅地すべての所有者及びすべての借地権者についてそれぞれの3分の2以上の同意を得なければならない。</p> <p>3 区画整理会社施行の場合 区画整理会社により土地区画整理事業を施行しようとする場合、規準及び事業計画を定め、施行規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。このとき、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれ3分の2以上の同意を得なければならない。</p>
許認可権者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事 ・ 仙台市長 ・ 石巻市長、大崎市長（※ 個人又は土地区画整理組合の施行による施行地区の面積が50ha未満の土地区画整理事業（国庫補助又は無利子貸付制度の対象となるものを除く。）に係るものに限る。）
申請書提出先（相談窓口）	<p>〔県〕 土木部 都市計画課 市街地整備班 TEL:022-211-3159</p> <p>〔仙台市〕 仙台市 都市整備局 市街地整備部 区画整理係 TEL:022-214-8312</p> <p>〔石巻市〕 石巻市 建設部 都市計画課 都市計画グループ TEL:0225-95-1111(代)</p> <p>〔大崎市〕 大崎市 建設部 都市計画課 都市計画係 TEL:0229-23-2111(代)</p>
申請書様式の入手方法	上欄に記載の窓口にご相談下さい。
手続案内ホームページ	<p>〔県〕 土木部 都市計画課（土地区画整理ハンドブック） https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikei/kukaku-hbmokuji.html</p> <p>〔仙台市〕 都市開発（土地区画整理事業について） http://www.city.sendai.jp/kurashi/machi/kaihatsu/tochikukaku/serijigyo/index.html</p>

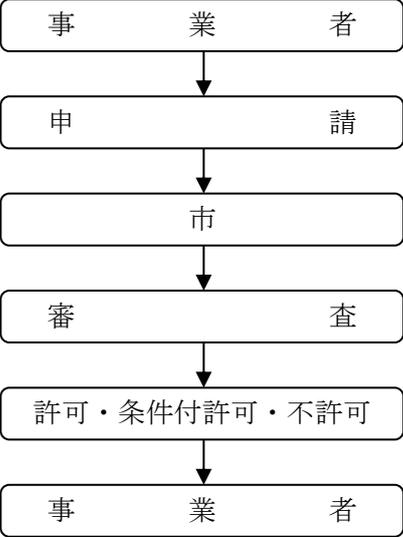
〔土地区画整理組合施行の場合〕



※ 法第 14 条第 2 項に定め
る「前倒し組合」の場合

詳しいフローチャートは、「手続案内ホームページ」欄に記載のホームページからも確認できます。

許認可等項目	30. 風致地区内における建築等の行為の許可
根拠法令等	都市計画法（昭和43年法律第100号） 《第58条第1項》建築の規制
目的	都市の風致を維持するため、風致地区内における建築等の行為を規制するもの。
区域	<p>仙台市：大年寺，八木山，愛宕山，霊屋，大崎八幡，北山，台原，安養寺 白石市：白石 大崎市：鳴子</p> <p>風致地区とは？</p> <p>樹林地，水辺地等の自然的要素に富んだ土地における良好な自然的景観（都市の風致）を維持するため，都市計画法に基づき定められる地域地区</p>
対象となる行為	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築，改築，増築又は移転。 2 宅地の造成，土地の開墾その他の土地の形質の変更。 3 木竹の伐採。 4 土石の類の採取。 5 水面の埋立て又は干拓。 6 建築物等の色彩の変更。 7 屋外における土石，廃棄物又は再生資源の堆積。
適用除外（主なもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画事業の施行として行う行為。 2 国，地方公共団体又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為。 3 非常災害のため必要な応急措置として行う行為。 4 建築物の新築，改築又は増築で，新築，改築又は増築に係る建築物若しくはその部分の床面積の合計が10㎡以下のもの。（高さ15mを超えることとなるものを除く。） 5 建築物の移転で移転に係る建築物の床面積が10㎡以下のもの。 6 このほか，各市の条例で定めるもの。
許認可等の基準（主なもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の新築。（仮設のものを除く。） <ol style="list-style-type: none"> (1) 高さ15m以下であること。 (2) 建築面積の敷地面積に対する割合が10分の4以下であること。 (3) 外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が，道路に接する部分にあっては2m以上，その他の部分にあっては1m以上であること。 2 宅地の造成，土地の開墾その他の土地の形質の変更。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 植栽等による緑地の面積が20%以上であること。 (2) 土地の形質の変更が行われる土地の地域の面積が1haを超えるものにおいて，高さ5mを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないこと。
許認可権者	各条例制定市の長
申請書提出先（相談窓口）	<p>〔仙台市内の風致地区〕 仙台市 建設局 百年の杜推進部 百年の杜推進課 TEL:022-214-8392</p> <p>〔白石風致地区〕 白石市 建設部 都市整備課 TEL:0224-22-1325</p> <p>〔鳴子風致地区〕 大崎市 建設部 都市計画課 TEL:0229-23-8069</p>

申請書様式の 入手方法	上欄に記載の窓口で配布しています。
手続案内 ホームページ	<p>〔仙台市〕 百年の杜推進課 http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/kurashi/shizen/midori/shinsejore/fuchichikunai.html</p> <p>〔白石市〕 都市整備課（風致地区） http://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/24/1387.html</p>
フ ロ ー リ チ ャ ー ト	 <pre> graph TD A[事業者] --> B[申請] B --> C[市] C --> D[審査] D --> E[許可・条件付許可・不許可] E --> F[事業者] </pre>

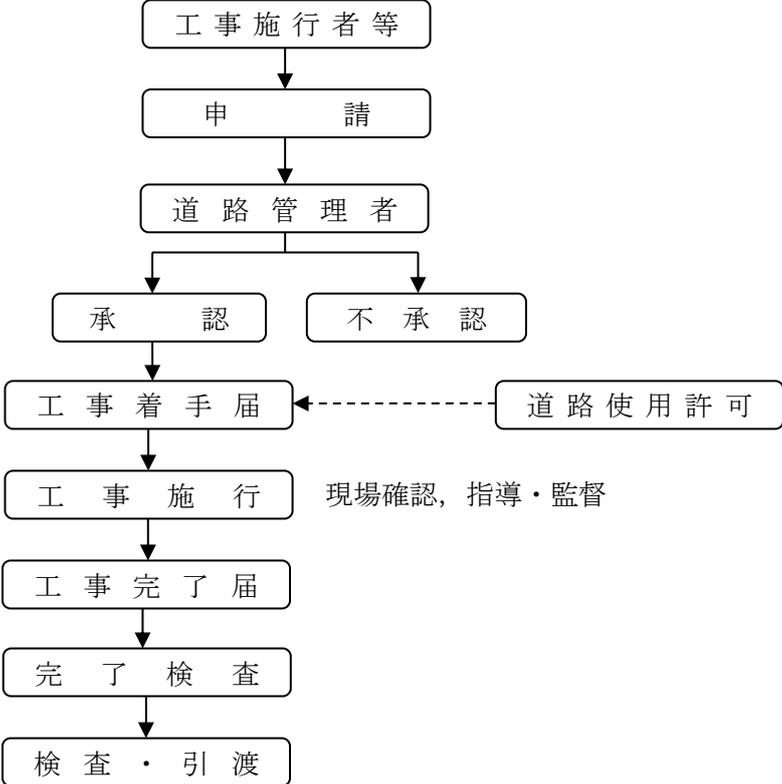
許認可等項目	3 1. 都市計画施設等の区域内における建築の許可
根拠法令等	都市計画法（昭和43年法律第100号） 《第53条》建築の許可
目的	都市計画として決定される計画について、将来の事業の円滑な実施を確保するため。
区域	1 都市計画施設の区域 2 市街地開発事業の施行区域
対象となる行為	建築物等の建築
適用除外（主なもの）	1 階数が2階以下で、かつ、地階を有しない木造の建築物の改築又は移転 2 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 3 都市計画事業の施行として行う行為等
許認可等の基準（主なもの）	1 当該建築物が次の要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却できるもの。 (1) 階数が2階以下で、かつ、地階を有しないこと。 (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。 2 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。
許認可権者	・ 各市長 ・ 権限移譲先町村長（都市計画区域を有する19町村）→ 詳しくはP146へ
申請書提出先（相談窓口）	〔仙台市内〕 各区役所の街並み形成課 〔仙台市以外〕 各市町村の都市計画担当課 → P136（各市町村の代表電話番号一覧） 上欄に記載の窓口で配布しています。
申請書様式の入手方法	〔備考〕 仙台市については、下記ホームページからダウンロードできます。 都市開発 都市計画 許可・届出など（都市計画施設区域内の建築許可） http://www.city.sendai.jp/toshi-kekakuchose/kurashi/machi/kaihatsu/toshi-kekaku/kyokatodokede/toshikekaku.html
備考	仙台市については、建築制限の取扱いが他と異なる部分があります。 その概要については、下記ホームページで確認できます。 都市開発 都市計画 許可・届出など（都市計画施設区域内の建築許可） http://www.city.sendai.jp/toshi-kekakuchose/kurashi/machi/kaihatsu/toshi-kekaku/kyokatodokede/toshikekaku.html
フローチャート	<pre> graph TD A[建築者] --> B[申請] B --> C[市町村] C --> D[審査] D --> E[許可・不許可] E --> F[建築者] </pre>

許認可等項目	3 2. 屋外広告物の設置許可
根拠法令等	屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号） 《第4条》許可地域
目的	良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止する。
区 域	<p>仙台市以外の次の区域。</p> <p>なお、仙台市内の区域については、仙台市の屋外広告物条例が適用される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別名勝松島のうち市街化区域に定められている区域及び地区計画等が定められている区域 2 一般国道及び県道（主要地方道）の本線上若しくは一般国道及び県道（主要地方道）の本線上から展望できる区域でその路肩から500m以内の区域 ただし一般国道及び県道（主要地方道）のうち高速道路等の自動車専用道路は除く 3 東北本線など県内の鉄道から展望できる区域でその施工基面から500m以内の区域 4 都市計画区域が定められている区域 5 高速道路等のパーキングエリア及びサービスエリアの区域 <p>なお、上記に当てはまらない区域のうち、広告物の設置が原則禁止となる区域があるが規則で定める基準に適合するものは許可を得て設置することができる。</p>
対象となる行為	<p>広告物の表示、又は掲出物件の設置。</p> <p>ただし、次に該当する広告物等を設置することはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの。 ・ 著しく破損し、又は老朽したもの。 ・ 倒壊又は落下のおそれがあるもの。 ・ 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの。 ・ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの。 <p>屋外広告物とは？</p> <p>常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。</p>
適用除外（主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等。 ・ 国又は地方公共団体が公共的目的のために表示し、又は設置する広告物等。 ・ 公職選挙法に規定する選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件。 など
許認可の基準（主なもの）	屋外広告物の設置場所が禁止地域・禁止物件に該当しないほか、広告物の大きさ、表示又は設置の方法等に関する基準に適合していること。（屋外広告物条例施行規則（県規則）第8条別表第二）
許認可権者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事 ・ 権限移譲先市町長（栗原市、東松島市、大和町）

<p>申請書提出先 (相談窓口)</p>	<p>[下記以外] 管轄の各土木事務所 (行政班) →P135 (土木事務所一覧) [栗原市内] 栗原市 建設部 建設課 TEL:0228-22-1152 (直) [東松島市内] 東松島市 復興政策部 復興都市計画課 TEL:0225-82-1111(内線1478) [大和町内] 大和町 都市建設課 TEL:022-345-7504 (直) (参考) 仙台市内 各区役所の街並み形成課</p>
<p>申請書様式の 入手方法</p>	<p>上欄に記載の窓口で配布しているほか、下記ホームページからダウンロードできます。 [県 HP] 土木部 都市計画課 (屋外広告物条例に基づく申請書・届出書様式) https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikei/okugai-yosiki.html (参考) 仙台市 HP 申請書・届出書様式ダウンロード (都市整備局 都市景観課) http://www.city.sendai.jp/kekan/download/bunyabetsu/kenchiku/machinami/kyoka.html</p>
<p>手続案内 パンフレット等</p>	<p>宮城県屋外広告物条例のしおり「宮城のまちなみづくり」 [配布場所] 都市計画課 (県庁9階) ※ 県土木部 都市計画課ホームページ (屋外広告物) からダウンロードできます。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikei/okugai.html</p>
<p>フ ロ ー チ ャ ー ト</p>	<p>※ 仙台市を除く</p> <pre> graph TD A[設置計画] --> B[事前相談 (規制地域・規制内容の確認)] B --> C[許可申請書提出] C --> D["(10日以内) 許可 許可済証交付"] D --> E[工事着手] E --> F["工事完了 (許可済証を貼付)"] F --> G[良好な状態で管理 許可期限まで掲出] B --> H["関係法令の事前相談 (関係建築・道路占拠許可・地区計画 など)"] H --> I[関係法令の 申請・許可] F --> J[安全点検報告書の作成] J --> K[安全点検の実施 (申請前3ヶ月以内)] K --> L[10日前まで 許可更新申請] L --> C F --> M[続けて掲出したい場合] M --> L F --> N[広告物の内容の変更] N --> O[変更 (改造) 許可申請] F --> P[設置者 (管理者) の 変更] P --> Q[管理者設置等届出] F --> R[許可期限切れ又は 掲出の取りやめ] R --> S[速やかに除却 (除却の届出)] </pre>

許認可等項目	33. 下水道法による許可・届出
根拠法令等	下水道法（昭和33年法律第79号） 各市町村（組合）下水道条例
目的	下水道施設の設置及び管理を適正かつ合理的に行い、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資する。
区域	下水道区域内
対象となる行為	1 汚水や雨水を排除するため下水道施設を使用する場合（排水設備、除害施設、特定施設の設置等）。 下水道が供用開始された区域内では、特別な事情で管理者の許可を受けた場合あるいは鉱山保安法の規定に基づく場合以外、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水施設の設置や水洗便所への改造等が義務付けられている。 2 下水道管理者以外の者が下水道の工事等を行う場合。 3 下水道施設に影響を及ぼす行為を行う場合。
適用除外（主なもの）	下水道施設の維持に係る軽微なもの。
許認可等の基準（主なもの）	下水道法施行令、条例等の技術基準等に適合したもの。
許認可権者	下水道管理者（市町村長・事務組合管理者）
申請書提出先（相談窓口）	市町村下水道担当課 → P136（各市町村の代表電話番号一覧）
申請書様式の入手方法	上欄に記載の窓口で配布しています。
特記事項	（参考事項） 登米市（平成17年3月31日における旧登米郡米山町の区域に係るものに限る。）、気仙沼市（平成18年3月30日における旧本吉郡唐桑町の区域に係るものに限る。）、大崎市（平成18年3月30日における旧遠田郡田尻町の区域に係るものに限る。）及び美里町（平成17年12月31日における旧遠田郡南郷町の区域に係るものに限る。）は、農業集落排水処理施設（浄化槽法適用施設）を整備しており、生活排水のみの受け入れとなっている。
フローチャート	<pre> graph TD A[事業者] --> B[申請等] B --> C[下水道管理者 (市町村長等)] C --> D[審査] D --> E[通知等] E --> F[事業者] </pre> <p>※ 管理者，申請等の内容により手続に相違がある。</p>

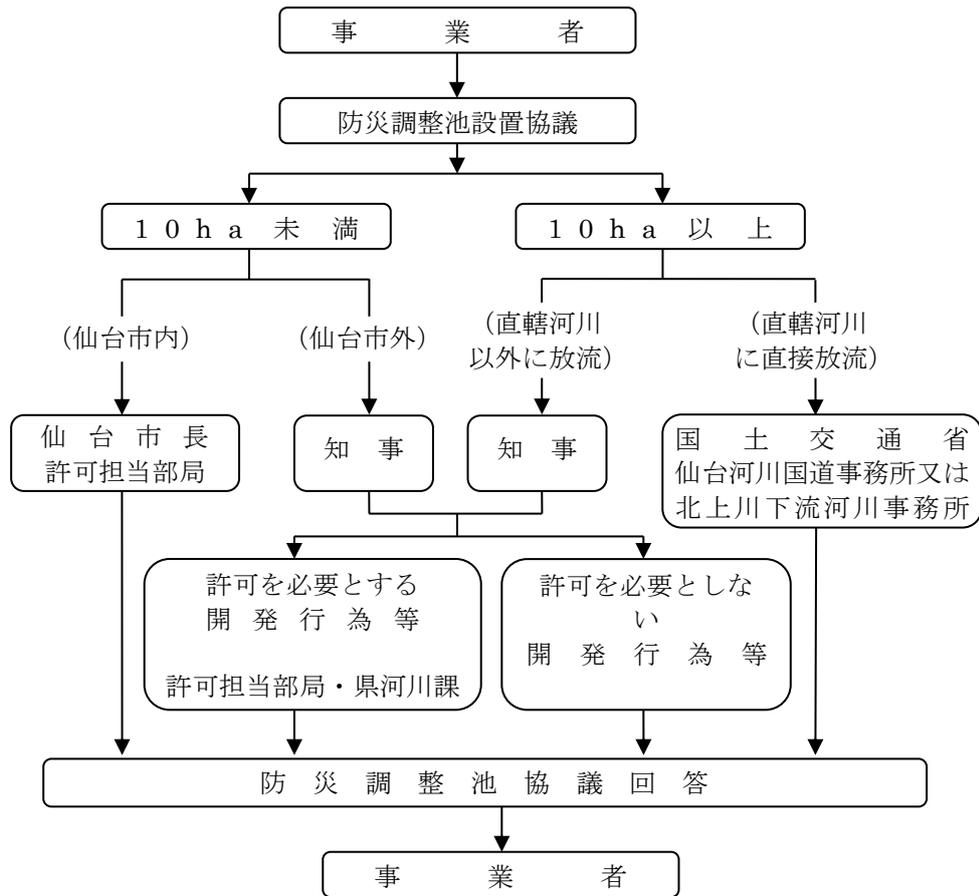
許認可等項目	3 4 - 1. 道路区域内の行為の許可等（道路管理者以外の者が行う工事の承認）
根拠法令等	道路法（昭和 27 年法律第 180 号） 《第 24 条》道路管理者以外の者の行う工事
目的	道路管理者以外の者が施行する道路区域内の工事等について道路管理者の承認を受けることにより、適切な工事又は維持管理を行うもの。
区 域	道路区域（道路予定区域を含む。） 道路とは？ <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般交通の用に供する道。（高速自動車国道，一般国道，都道府県道，市町村道） ・ トンネル，橋，渡船施設，道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設。 ・ 工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているもの。 道路予定区域とは？ 道路の区域が決定されてから供用が開始されるまでの間の区域。道路管理者が権原を取得した後は，供用開始前であっても，道路に関する制限規定が準用される。
対象となる行為	道路管理者以外の者が道路に関する次の工事を行うとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の法面を埋め立て，切り土する場合。 ・ 道路に民地出入口を設けるための歩道の切り下げや縁石撤去する場合。 ・ 道路側溝のかさ上げ・ふた掛けをする場合。 ・ 道路の付属物（ガードレール・街路樹・標識など）を撤去，移設する場合。など
適用除外（主なもの）	道路の維持のうち軽易なもの。（道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持）
許認可の基準（主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路構造令 ・ 「承認工事の取扱いについて」（平成13年4月1日付け施行）
許認可権者	道路管理者
申請書提出先（相談窓口）	〔国管理道路〕 当該場所の国道を維持管理している出張所 → 出張所の詳細は東北地方整備局道路部 HP を参照 http://www.thr.mlit.go.jp/road/sesaku/senyo/secchia/miyagi.htm 〔県管理道路〕 管轄の各土木事務所（行政班） → P135（土木事務所一覧） 〔仙台市管理道路〕 各区役所の道路課 〔市町村管理道路〕 各市町村の所管課 → P136（各市町村の代表電話番号一覧）
申請書様式の入手方法	上欄に記載の窓口で配布しているほか，下記ホームページからダウンロードできます。 〔国管理道路〕（※古川国道維持出張所の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・ 古川国道維持出張所（申請書ダウンロード） http://www.thr.mlit.go.jp/sendai/furukoku/download/index.html 〔県管理道路〕 土木部 道路課（道路に関する手続き） https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/road/apply.html

<p>手 続 案 内 ハ° ソフ レット 等</p>	<p>[国管理道路] (※古川国道維持出張所の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 古川国道維持出張所 <p>道路工事施工承認申請 (道路法第 24 条) の手引き ※ 上欄に記載のホームページからダウンロードできます。</p>
<p>特 記 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 道路工事の承認許可のほかに、道路交通法に基づく警察署長の道路使用許可が必要となる場合がある。→ 県警 HP (各種申請手続き 道路交通法関係申請書) 工事の費用は申請者の全額負担となる。 道路区域内に設置された工作物は、完了検査後、道路管理者に引き渡し、維持・管理は道路管理者が行う。
<p>フ ロ ー チ ャ ー ト</p>	 <pre> graph TD A[工事施行者等] --> B[申請] B --> C[道路管理者] C --> D[承認] C --> E[不承認] D --> F[工事着手届] G[道路使用許可] -.-> F F --> H[工事施行] H --- I[現場確認, 指導・監督] H --> J[工事完了届] J --> K[完了検査] K --> L[検査・引渡] </pre>

許認可等項目	34-2. 道路区域内の行為の許可等（道路占用の許可）
根拠法令等	道路法（昭和27年法律第180号） 《第32条》道路の占用の許可
目的	道路の占用が、道路本来の機能を阻害しないよう、許可制を実施することにより、良好な道路環境の確保を図るもの。
区域	道路区域（道路予定区域を含む。）
対象となる行為	道路に以下の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとするとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 ・ 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 ・ 鉄道、軌道その他これらに類する施設 ・ 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 ・ 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 ・ 露店、商品置場その他これらに類する施設 ・ その他、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設
適用除外（主なもの）	—
許認可の基準（主なもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路法第32条第1項各号に定める物件に該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 ・ 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 ・ 鉄道、軌道その他これらに類する施設 ・ 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 ・ 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 ・ 露店、商品置場その他これらに類する施設 ・ その他、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設として道路法施行令（以下「施行令」という。）で定めるもの。 2 道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの。 3 占用の期間や場所及び構造等が施行令で定める基準に適合していること。
関連措置	<p>〔禁止区域・制限区域〕</p> <p>道路管理者は、次に掲げる場合には、許可基準にかかわらず区域を指定して占用を禁止又は制限することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合 ・ 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合 ・ 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合
許認可権者	道路管理者

<p>申請書提出先 (相談窓口)</p>	<p>[国管理道路] 当該場所の国道を維持管理している出張所 → 出張所の詳細は東北地方整備局道路部 HP を参照 http://www.thr.mlit.go.jp/road/sesaku/senyo/secchia/miyagi.htm [県管理道路] 管轄の各土木事務所(行政班) → P135(土木事務所一覧) [仙台市管理道路] 各区役所の道路課 [市町村管理道路] 各市町村の所管課 → P136(市町村の代表電話番号一覧)</p>
<p>申請書様式の入手方法</p>	<p>上欄に記載の窓口で配布しているほか、下記ホームページからダウンロードできます。 [国管理道路] (※古川国道維持出張所の場合) ・ 古川国道維持出張所(申請書ダウンロード) http://www.thr.mlit.go.jp/sendai/furukoku/download/index.html [県管理道路] 土木部 道路課(道路に関する手続き) https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/road/apply.html</p>
<p>手続案内ホームページ</p>	<p>「申請書様式の入手方法」欄に記載のホームページのほか、下記のホームページからも確認できます。 [東北地方整備局] 「東北の道路」の総合情報サイト(道路の占用) http://www.thr.mlit.go.jp/road/sesaku/senyo/index.html</p>
<p>特記事項</p>	<p>道路の占用許可のほかに、警察署長による道路使用許可(道路交通法第77条)が必要な場合には、どちらか一方の窓口を経由して行うことができる。</p>
<p>東日本大震災に関する特例措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用者及び占用物件の被災状況を勘案して、占用料を免除する場合があります。 ・ 被災し損害を受けた物件を除去し、又は原状回復するために設ける物件については占用料を徴収しません。
<p>フ ロ ー チ ャ ー ト</p>	<pre> graph TD A[申請者] -- "道路使用許可申請" --> B[所轄警察署] B -- "許可・不許可" --> A A -- "許可申請" --> C[道路管理者] C -- "協議" --> D[所轄警察署] D -- "許可・不許可" --> C C --> E[申請者] E -- "工事着手届 工事完了届" --> F[道路管理者] F --> G[完了検査] </pre>

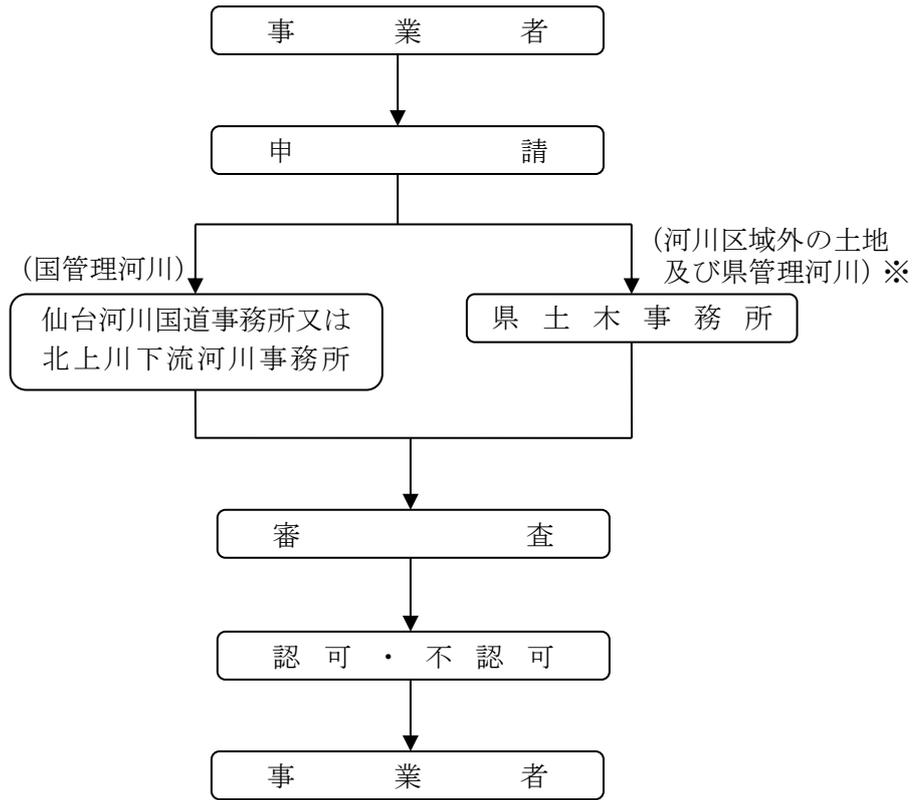
許認可等項目	35. 開発による防災調整池の設置
根拠法令等	防災調整池設置指導要綱（平成4年宮城県告示第434号） 《第24条》防災調整池設置等の協議
目的	住宅団地，ゴルフ場等の開発に伴う流出増に対して流出抑制対策を講ずる。
区域	県内全域
対象となる行為	住宅団地，ゴルフ場，レジャー施設，工場用地等の開発。 防災調整池とは？ 開発行為を行う区域から河川等に流出する雨水を一時的に貯留する施設。
適用除外（主なもの）	1ha未満の開発。
許認可等の基準（主なもの）	丘陵地・平地・内水域等の開発に伴い，その地域の河川等の流出機構が変化し下流河川等に災害を誘発させる可能性があるものとして，防災調整池設置指導要綱による。
許認可権者	協議者（国土交通省・知事・仙台市長）
協議書提出先（相談窓口）	〔10ha以上・国直轄河川に直接放流の場合〕 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 TEL:022-248-4131（代表） 北上川下流河川事務所 TEL:0225-95-0194（代表） 〔10ha以上・国直轄河川以外に放流〕〔10ha未満・仙台市外〕 県土木部 河川課 企画調査班 TEL:022-211-3173 〔10ha未満・仙台市内〕 仙台市 建設局 下水道経営部 下水道計画課 TEL:022-261-1111（代表）
協議書様式の入手方法	上欄に記載の窓口で配布しているほか，下記ホームページでも表示しています。 〔県HP〕土木部 河川課（インフォメーション 防災調整池設置指導要綱） https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/ki-bouchou.html



許認可等項目	36. 河川区域内の行為の許可
根拠法令等	河川法（昭和39年法律第167号） 《第24条》土地の占用の許可 《第25条》土石等の採取の許可 《第26条》工作物の新築等の許可 《第27条》土地の掘削等の許可 《第55条》河川保全区域における行為の制限 《第57条》河川予定地における行為の制限
目的	土地の占用及び工作物の新築等の許可を受けようとする具体的な事業について、河川の適正かつ正常な機能が維持されるよう総合的な管理を図る。
区 域	河川区域・河川保全区域・河川予定地。 河川区域とは？ 河川災害の発生防止、適正な利用、流水の正常な機能の維持、環境の整備と保全を目的に、河川法により行為の規制や管理行為が行われる一定の区域。（河川法第6条） 河川保全区域とは？ 河川区域以外の土地で、河川区域に隣接しており、堤防や河岸の保全のために指定された区域。（河川法第54条） 河川予定地とは？ 河川工事の施工により新たに河川区域内の土地となるべき土地で、河川管理者が指定した土地。（河川法第56条）
対象となる行為	河川法の規定による河川区域及び河川保全区域又は河川予定地に係る土地の形状変更、土地の占用及び工作物の新設又は改築等に伴う行為。
適用除外（主なもの）	政令で定める行為
許認可等の基準（主なもの）	治水上及び河川管理上支障のないものであること。
許認可権者	河川管理者（国土交通大臣・知事・市町村長）
申請書提出先（相談窓口）	〔国管理河川（一級河川指定区間外）〕 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 TEL:022-248-4131（代表） 北上川下流河川事務所 TEL:0225-95-0194（代表） 〔県管理河川（一級河川指定区間及び二級河川）〕 管轄の各土木事務所（行政班）→P135（土木事務所一覧） 〔仙台市管理河川（一級河川綱木川及び二級河川梅田川の一部）〕 仙台市 建設局 河川課 調整係 TEL:022-214-8836 〔市町村管理河川（準用河川）〕 各市町村の所管課 → P136（各市町村の代表電話番号一覧）

<p>申請書様式の 入手方法</p>	<p>上欄に記載の窓口で配布しているほか、下記ホームページからダウンロードできます。</p> <p>〔県管理河川〕 県HP 河川課 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/su-kyoninka.html 大河原土木事務所 https://www.pref.miyagi.jp/site/dl/gk-kasen-sinnsei.html 仙台土木事務所 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/snd-doboku/kasenn-top.html 北部土木事務所 https://www.pref.miyagi.jp/site/tetuzuki/kasentetuduki.html 北部土木事務所栗原地域事務所 https://www.pref.miyagi.jp/site/youtigyouseikannrenzyouhou/kasennyousinseiyousiki.html 東部土木事務所登米地域事務所 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-tmdbk/river-pr.html</p> <p>〔仙台市管理河川〕 仙台市HP 申請書・届出書様式ダウンロードサービス（建設局 河川課） http://www.city.sendai.jp/kasen-chose/download/bunyabetsu/kasen/kasenhoshinse.html</p>
<p>東日本大震災 に関する 特例措置</p>	<p>河川における土地の占用・土砂等河川産出物の採取，それらの許可を受けて，占用料等を納付している方が，自然災害その他のやむを得ない理由により，占用・採取できなくなった場合は，占用料等を返還する場合があります。</p>
<p>フ ロ ー チ ャ ー ト</p>	<pre> graph TD A[事業者] --> B[申請] B -- "(国管理)" --> C[仙台河川国道事務所又は 北上川下流河川事務所] B -- "(県管理)" --> D[県土木事務所] B -- "(市町村管理※)" --> E[市町村] C --> F[審査] D --> G[県河川課] G --> F E --> F F --> H[許可・不許可] H --> I[事業者] I --> J[行為の実施] </pre> <p>※ 仙台市管理の一級河川及び二級河川含む</p>

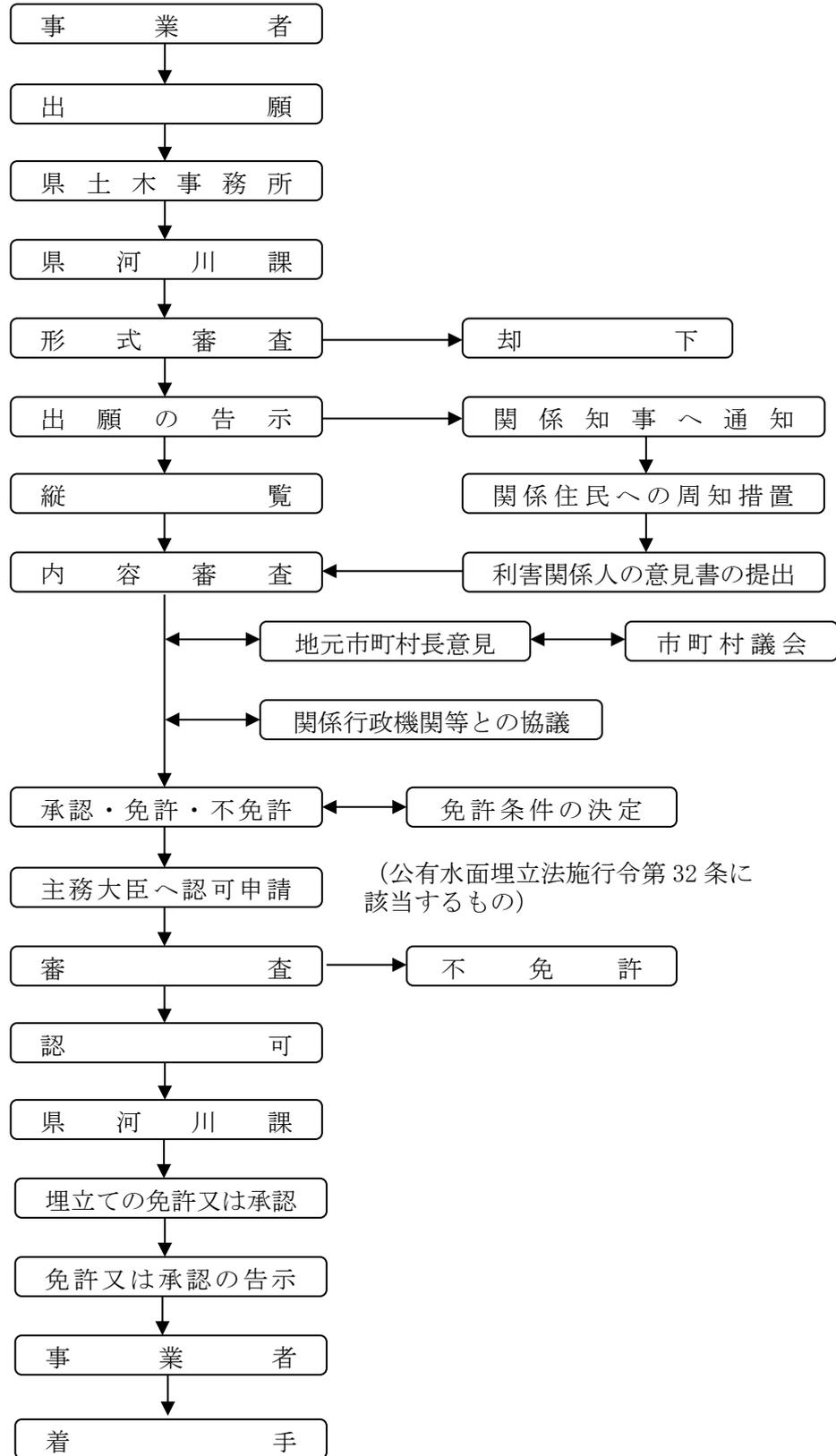
許認可等項目	37. 砂利採取計画の認可
根拠法令等	砂利採取法（昭和43年法律第74号） 《第16条》採取計画の認可
目的	砂利採取業について、その事業を行う者の登録、砂利の採取計画の認可その他の規制を行うこと等により、砂利の採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資する。
区域	県内全域
対象となる行為	砂利の採取（洗浄を含む。） 砂利とは？ 一般に、粒径が300mm以内のものを砂利としており、砂と玉石も含まれる。ただし、岩石を破砕して作った採石や、粒径が300mm以内のものであっても、母岩からの成因関係が明らかで、その母岩に近接しているものは採石法の扱いとなる。
適用除外（主なもの）	なし
許認可等の基準（主なもの）	1 申請に係る採取計画に基づいて行う砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反しないこと。 2 砂利採取計画認可事務取扱基準の規定による。（国及び仙台市管理河川を除く。） （注）河川区域内において採取する場合は、別途河川法第24条又は第25条の許可が必要となる場合がある。
許認可権者	・ 知事，仙台市長（河川区域外の土地） ・ 河川管理者（国土交通大臣，知事，仙台市長）（河川区域の土地）
申請書提出先（相談窓口）	〔河川区域外の土地〕 （仙台市以外）管轄の各土木事務所（行政班）→P135（土木事務所一覧） （仙台市内）仙台市 経済局 農林土木課 林務係 TEL:022-214-8264 〔河川区域内の土地〕 （国管理河川）一級河川指定区間外 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 TEL:022-248-4131（代） 北上川下流河川事務所 TEL:0225-95-0194（代） （県管理河川）一級河川指定区間及び二級河川 管轄の各土木事務所（行政班）→P135（土木事務所一覧） （仙台市管理河川）一級河川綱木川及び二級河川梅田川の一部 仙台市 建設局 河川課 調整係 TEL:022-214-8836
申請書様式の入手方法	上欄に記載の窓口で配布しています。



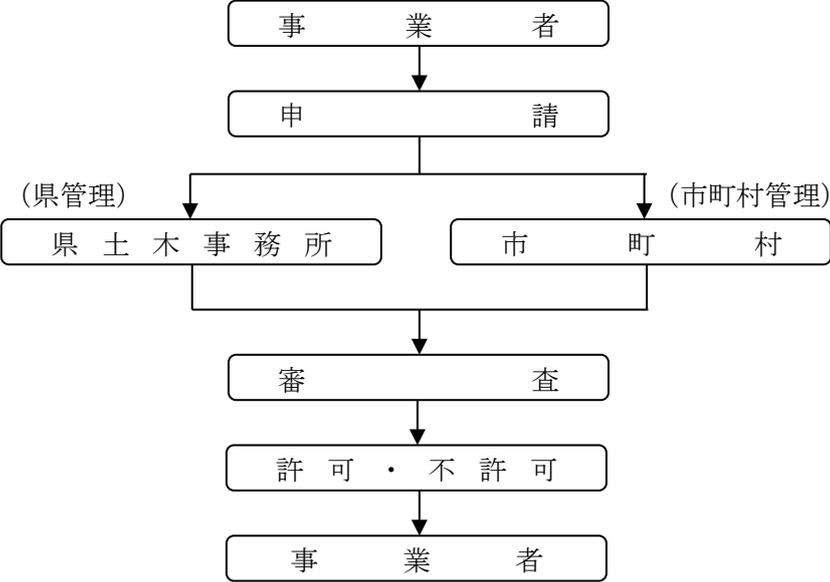
※ 仙台市内にあっては、仙台市農林土木課（河川区域を除く）又は河川課（仙台市管理の河川区域の一部）

許認可等項目	38. 公有水面の埋立免許
根拠法令等	公有水面埋立法 （大正10年法律第57号） 《第2条》
目的	公有水面の埋立権を免許制度とし、埋立地の所有権の付与を竣功認可制度とすることにより、一般公衆の自由使用を犠牲にして行われる公有水面の埋立てを適正に施行させ、埋立地の適正利用を確保しようとするもの。
区域	公有水面（河、海、湖、沼、その他の公共の用に供する水流又は水面で国の所有に属するもの。）
対象となる行為（主なもの）	1 公有水面埋立免許出願 2 出願事項の変更 3 竣功認可 4 埋立地の権利の移転又は設定 5 埋立地の用途の変更
適用除外（主なもの）	土地改良法，土地区画整理法，新住宅市街地開発法，流通業務市街地の整備に関する法律，都市再開発法等に基づいて行う溝渠又は溜池の変更のために必要な埋立。
許認可等の基準（主なもの）	1 公有水面埋立免許出願及び出願事項の変更 (1) 国土利用上適正かつ合理的であること。 (2) 環境保全及び災害防止に十分配慮されていること。 (3) 用途が土地利用又は環境保全に関する国又は地方公共団体の計画に违背しないこと。 (4) 用途に照らして公共施設の配置及び規模が適正であること。 (5) 分譲埋立にあつては出願人が公共団体等であること並びに埋立地の処分方法及び予定対価額が適正であること。 (6) 出願人がその埋立を遂行するに足る資力及び信用を有すること。 2 竣功認可 埋立免許及び免許条件に適合すること。 3 埋立地の権利の移転又は設定 (1) 已むことを得ざる理由であること。 (2) 処分者が不当に受益しないこと。 (3) 処分の相手方の選定が適正であること。 (4) 処分の相手方が用途に従い自ら利用すると認められること。 4 埋立地の用途の変更 (1) 已むことを得ざる理由があること。 (2) 利用上適正かつ合理的であること。 (3) 変更しようとする用途が土地利用又は環境保全に関する国又は地方公共団体の法律に基づく計画に违背しないこと。
許認可権者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事（港湾区域を除く） ・ 港湾管理者（港湾区域）
申請書提出先（相談窓口）	〔下記以外〕 管轄の各土木事務所（行政班） →P135（土木事務所一覧） 〔港湾区域〕 県港湾事務所等 →P110 〔漁港区域〕 管轄の各地方振興事務所（漁港管理班） →P82
申請書様式の入手方法	上欄に記載の窓口で配布しています。

※ 河川課所管の場合。



許認可等項目	39. 海岸保全区域内・一般公共海岸区域内の土地の占用・行為の許可
根拠法令等	海岸法 （昭和31年法律第101号） 《第7条》海岸保全区域の占用 《第8条》海岸保全区域における行為の制限 《第37条の4》一般公共海岸区域の占用 《第37条の5》一般公共海岸区域における行為の制限
目的	土地の占用及び工作物の新設等の行為を許可制とすることにより、海岸の適正かつ正常な機能を保持し、もって国土の保全を図る。
区域	海岸保全区域，一般公共海岸区域 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">海岸保全区域とは？</div> 津波，高潮，波浪その他海水又は地盤の変動等の災害による被害から海岸を防護し，国土の保全を図るために必要と認められ，指定を受けた海岸の一定区域。 （海岸法第1条，第3条）
対象となる行為	1 海岸保全区域内における次の行為 (1) 海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けてする海岸保全区域（公共海岸の土地に限る。）の占用。 (2) 土石の採取。 (3) 水面又は公共海岸の土地以外の土地においてする海岸保全施設以外の施設又は工作物の新設，改築。 (4) 土地の形状変更。 2 一般公共海岸区域内における次の行為 (1) 施設又は工作物を設けてする一般公共海岸区域（水面を除く。）の占用。 (2) 土石の採取。 (3) 水面においてする施設又は工作物の新設，改築。 (4) 土地の形状変更。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">海岸保全施設とは？</div> 海岸保全区域内にある堤防，突堤，護岸，胸壁，離岸堤，砂浜，その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設。（海岸法第2条第1項）
適用除外（主なもの）	海岸法第10条及び海岸法施行令第2条の規定に基づく行為。 (1) 他の法令による適正な手続を経たもの。 例) 公有水面埋立法による免許・承認に係る行為。 (2) 軽微な行為で客観的に海岸保全上支障がないと認められるもの。 例) 漁業を営むための施設又は工作物の水面における新設又は改築に係る行為等
許認可等の基準（主なもの）	海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがなく，かつ，一般公衆の利用を阻害しないものであること。
許認可権者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事（港湾区域内等及び漁港区域内を除く） ・ 港湾管理者（港湾区域内又は港湾隣接地域内） ・ 漁港管理者である地方公共団体の長（漁港区域内）

<p>申請書提出先 (相談窓口)</p>	<p>【県管理】 [下記以外] 管轄の各土木事務所(行政班) →P135(土木事務所一覧) [港湾区域の海岸] 県港湾事務所等 →P110 [農地保全関係海岸] 管轄の各地方振興事務所(農業農村整備部) →P134 [漁港区域の海岸] 管轄の各地方振興事務所(水産漁港部) →P82</p> <p>【市町村管理】 各市町村の所管課 → P136(各市町村の代表電話番号一覧)</p>
<p>申請書様式の 入手方法</p>	<p>上欄に記載の窓口で配布しています。</p>
<p>フ ロ ー チ ャ ー ト</p>	<p>※ 河川課所管の場合。</p>  <pre> graph TD A[事業者] --> B[申請] B --> C["(県管理) 県土木事務所"] B --> D["(市町村管理) 市町村"] C --> E[審査] D --> E E --> F[許可・不許可] F --> G[事業者] </pre>

許認可等項目	40. 港湾区域等における行為許可	
根拠法令等	港湾法 （昭和25年法律第218号） 《第37条》港湾区域内の工事等の許可 《第38条の2》臨港地区内における行為の届出等	
目的	港湾の適正な維持・管理及び港湾機能の確保。	
区域	港湾区域（水域）・港湾隣接地域・臨港地区 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">港湾区域とは？</div> <p>経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域であって、国土交通大臣又は都道府県知事が港湾管理者に対して同意した水域若しくは、国土交通大臣又は都道府県知事に届出がなされた水域。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">港湾隣接地域とは？</div> <p>港湾区域（水域）と港湾施設を良好な状態に維持・保全し、港湾機能を十分発揮させるために、港湾区域に隣接する背後地において港湾管理者が指定した地域。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">臨港地区とは？</div> <p>港湾管理者が一定の規制を行うことによって、貨物の取扱い・生産活動等の円滑化を図り、港湾機能を確保するために、港湾区域を地先水面とする一定範囲の陸域に設定される地区。都市計画法による指定と港湾法による指定とがある。</p>	
対象となる行為	1 工作物構築物の建設・改良。 2 土砂採取。 3 廃棄物の投棄。 4 一定規模以上の工場又は事業場の新設・増設。 5 廃棄物処理施設の建設・改良。 6 水域又は土地の一部の占用。（公有水面埋立てによる場合を除く。）など	
適用除外（主なもの）	国又は地方公共団体が事業者の場合は、港湾管理者との協議による。	
許認可等の基準（主なもの）	1 港湾計画の遂行を著しく阻害するものでないこと。 2 港湾の利用・保全・開発・発展に著しく支障を与えるものでないこと。	
許認可権者	港湾管理者（知事）	
申請書提出先（相談窓口）	県仙台塩釜港湾事務所 港政班 県石巻港湾事務所 港政班 県気仙沼土木事務所 行政班	TEL:022-254-3132 TEL:0225-95-6272 TEL:0226-24-2539
申請書様式の入手方法	上欄に記載の窓口で配布しているほか、下記ホームページからダウンロードできます。 〔県HP〕土木部 港湾課（各種申請書・届出書のダウンロード） https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kouwan/downloadtop.html	

手 続 案 内
ハ ン プ レ ッ ト 等

〔区域の確認〕 「Ports of MIYAGI 宮城の港湾」 （2020年3月発行）

※ 下記のホームページ（県土木部 港湾課）からダウンロードできます。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kouwan/pamphlet.html>

※ 仙台塩釜港については、港湾計画図を下記のホームページ（同上）からダウンロードできます。

（仙台塩釜港） <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kouwan/portplan2-8.html>

フ
ロ
ー
チ
ャ
ー
ト

